

株式交換に関する事前開示書類

2020 年 6 月 2 日

株式会社日本創発グループ

2020 年 6 月 2 日
株式会社日本創発グループ

株式交換に関する事前開示書類

2020 年 5 月 26 日、当社及び新日本工芸株式会社（本社：茨城県水戸市、代表取締役：大曾根 和人。以下、「新日本工芸」といいます。）の二社は、2020 年 6 月 23 日を効力発生日として当社を株式交換完全親会社、新日本工芸を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。本件株式交換に関する事前開示事項は以下のとおりであります。

1 株式交換契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2 交換対価の相当性に関する事項

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め、交換対価の総数又は総額の相当性及び交換対価として当該種類の財産を選択した理由に関する事項は別紙 2 のとおりです。

3 株式交換に係る新株予約権の定めに関する事項

株式交換完全子会社である新日本工芸は新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行しておりません。

4 株式交換完全子会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

株式交換完全子会社である新日本工芸の最終事業年度（自：2019 年 4 月 1 日、至：2020 年 3 月 31 日）に係る計算書類等は、別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5 株式交換完全親会社に関する事項

(1) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 株式追加取得による株式会社A Pホールディングスの子会社化

当社は、以下のとおり、当社持分法適用関連会社である株式会社A Pホールディングスの株式を追加取得し、子会社化いたしました。

1. 子会社の名称及び事業内容

子会社の名称	株式会社A Pホールディングス
事業内容	純粋持株会社

2. 株式取得の要旨

(1) 効力発生日等

現金を対価とする株式取得日	2020年1月20日
みなし取得日	2020年3月31日

(2) 本株式取得の方式

現金を対価とする株式取得

(3) 取得株式数

340株（発行済株式に対する割合：21.2%）

② 株式追加取得による新日本工芸株式会社の子会社化

当社は、以下のとおり、新日本工芸株式会社の株式を取得し、子会社化いたしました。

1. 子会社の名称及び事業内容

子会社の名称	新日本工芸株式会社
事業内容	縁起物、授与品の製造・販売

2. 株式取得の要旨

(1) 効力発生日等

現金を対価とする株式取得日	2020年4月13日
みなし取得日	2020年6月30日

(2) 本株式取得の方式

現金を対価とする株式取得

(3) 取得株式数

70株（発行済株式に対する割合：70%）

③ 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

1. 処分の概要

当社は、2020年3月27日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）に係る事項について決議し、2020年4月24日に以下のとおり自己株式を処分いたしました。

a 処分した自己株式の種類	当社普通株式
b 処分した株式の数	303,800株
c 処分価額	1株につき308円
d 処分総額	93,570,400円
e 処分先及びその人数	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）3名

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年2月13日開催の取締役会において、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲の従来以上の向上を目的として、当社の対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2020年3月27日開催の第5回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

④ 簡易株式交換による株式会社 FIVESTARinteractive の完全子会社化

当社は、2020年5月26日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社 FIVESTARinteractive（以下「FIVESTARinteractive」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換の要旨

（1）本株式交換の日程

株式交換決議取締役会	2020年5月26日
株式交換契約締結	2020年5月26日
株式交換の予定日（効力発生日）	2020年6月23日（予定）

（注）当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により本件株式交換を行う予定です。

（２）本株式交換の方式

当社が株式交換完全親会社、FIVESTARinteractive が株式交換完全子会社となる株式交換により行います。

（３）本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	FIVESTARinteractive (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	125
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：102,000株（予定）	

（注）本株式交換に係る割当比率及び交付する株式数

FIVESTARinteractive の株式 1 株に対して、当社の株式 125 株を割当て交付します。なお、当社が本株式交換により交付する普通株式は、当社が保有する自己株式 102,000 株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。また、株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

（４）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

FIVESTARinteractive は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

⑤ 簡易株式交換による株式会社 A P ホールディングスの完全子会社化

当社は、2020 年 5 月 26 日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である株式会社 A P ホールディングス（以下、「A P ホールディングス」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換の要旨

（１）本株式交換の日程

株式交換決議取締役会	2020 年 5 月 26 日
株式交換契約締結	2020 年 5 月 26 日
株式交換の予定日（効力発生日）	2020 年 6 月 23 日（予定）

（注）当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により本件株式交換を行う予定です。

（２）本株式交換の方式

当社が株式交換完全親会社、A P ホールディングスが株式交換完全子会社となる株式交換により行います。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	A Pホールディングス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	2,400
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：1,152,000株（予定）	

（注）本株式交換に係る割当比率及び交付する株式数

A Pホールディングスの株式1株に対して、当社の株式2,400株を割当て交付します。なお、当社が本株式交換により交付する普通株式は、当社が保有する自己株式1,152,000株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。また、株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

A Pホールディングスは新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

⑥ 簡易株式交換による田中産業株式会社の完全子会社化

当社は、2020年5月26日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である田中産業株式会社（以下「田中産業」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

株式交換決議取締役会	2020年5月26日
株式交換契約締結	2020年5月26日
株式交換の予定日（効力発生日）	2020年6月23日（予定）

（注）当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により本件株式交換を行う予定です。

(2) 本株式交換の方式

当社が株式交換完全親会社、田中産業が株式交換完全子会社となる株式交換により行います。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	田中産業 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	55
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：2,564,925株（予定）	

（注）本株式交換に係る割当比率及び交付する株式数

田中産業の株式1株に対して、当社の株式55株を割当て交付します。なお、当社が本株式交換により交付する普通株式は、当社が保有する自己株式2,564,925株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。また、株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
田中産業は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

6 債務の履行の見込みに関する事項

会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので該当事項はありません。

東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号
株式会社日本創発グループ
代表取締役社長 藤田 一郎

株式交換契約書

令和2年5月26日

株式会社日本創発グループ

新日本工芸株式会社

株式交換契約書

株式会社日本創発グループ（以下「甲」という。）および 新日本工芸株式会社（以下「乙」という。）は、令和 2 年 5 月 26 日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（株式交換完全親会社および株式交換完全子会社の商号および住所）

甲および乙の商号および住所はそれぞれ以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社日本創発グループ

住所：東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号

乙（株式交換完全子会社）

商号：新日本工芸株式会社

住所：茨城県水戸市河和田町 3891 番地

第 3 条（本件株式交換に際して交付する株式およびその割当てに関する事項）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、甲を除く。）に対し、乙の普通株式に代わる金銭等として、乙の各株主（ただし、甲を除く。）の保有する乙の普通株式の合計数に 10,600 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、基準時における乙の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 10,600 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い、乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は会社法第 234 条の規定に従い処理する。

第 4 条（自己株式の消却）

乙は、法令に従い、基準時までには保有することとなる自己株式（本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を消却する。

第5条（資本金および準備金の額に関する事項）

本件株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- （1）増加する資本金の額 0 円
- （2）増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- （3）増加する利益準備金の額 0 円

第6条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和2年6月23日とする。ただし、本件株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲および乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項および会社法施行規則第197条に定める数以上の株式を有する株主による反対の通知がなされた場合は、甲および乙は協議し合意の上、その対応を決定するものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに株主総会において本契約の承認を求めるものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲および乙が協議し合意の上、これを行う。

第9条（本件株式交換の条件の変更および本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の財産状態若しくは経営状態または権利義務に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲および乙は協議し合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、甲の第7条第1項ただし書に定める場合における会社法第795条第1項による株主総会および乙の第7条第2項に定める株主総会において本契約の承認が受けられない場合または法令等に定められた本件株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第 11 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲および乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 5 月 26 日

甲 東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号
株式会社日本創発グループ
代表取締役 藤田 一郎



乙 茨城県水戸市河和田町 3891 番地
新日本工芸株式会社
代表取締役 大曾根 和人





別紙 2

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め の相当性に関する事項

本件株式交換における会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項について
の相当性に関して、下記の通り判断いたしました。

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性 に関する事項

(1) 株式交換に係る割当の内容

当社は、本件株式交換に際して、本件株式交換により当社が新日本工芸の発行済普
通株式（但し、当社が有する新日本工芸の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前
時（以下「基準時」という。）における新日本工芸の株主名簿に記載又は記録された株
主（但し、当社を除く。）に対し、新日本工芸の普通株式に代わる金銭等として、新日
本工芸の各株主（但し、当社を除く。）の所有する新日本工芸の普通株式の合計数に
10,600 を乗じた数の当社の普通株式を交付します。

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	新日本工芸 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る 割 当 て の 内 容	1	10,600
株式交換により 交付する株式数	普通株式：318,000 株	

(注) 当社は、本件株式交換により、新日本工芸株式 30 株に対して、当社普通株式 318,000
株を割当て交付いたしますが、当該割当て交付する当社普通株式は当社が保有する自己
株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定であります。

(2) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

①算定の基礎

本件株式交換の株式交換比率の公平性及び妥当性を確保するため、当社は独立した
第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、株式会社青山財産ネット
ワークス(以下、「青山財産ネットワークス」といいます。)を株式交換比率の算定に関
する第三者算定機関として選定いたしました。

青山財産ネットワークスは、上場会社である当社株式については、市場株価が存在
することから市場株価平均法による算定を行い、一方、新日本工芸の株式については、
将来の事業活動からの収益力に基づく株式価値の算定を行うため、DCF（ディスカ
ウンテッド・キャッシュ・フロー）法による算定を行いました。なお、DCF 法によ

る算定にあたり前提とした新日本工芸の事業計画は、大幅な増減益を見込んでおりません。

青山財産ネットワークスによる当社株式1株当たりの株式価値を1とした場合の本件株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

当社	新日本工芸	株式交換比率
市場株価平均法	D C F 法	8,998.07 ～ 12,237.98

なお、市場株価平均法については、最近における当社株式の市場取引状況を勘案の上、2020年5月25日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均を採用いたしました。

青山財産ネットワークスは、株式交換比率の算定に際して、各当事者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、各当事者とその関係会社の資産及び負債(偶発債務を含む。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各当事者の財務予測に関する情報については、各当事者の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。青山財産ネットワークスの株式交換比率の算定は、2020年5月25日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。

②算定の経緯

当社と新日本工芸は、青山財産ネットワークスによる株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

③算定機関との関係

青山財産ネットワークスは、当社及び新日本工芸の関連当事者には該当せず、本件株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

以上から、当社は本件株式交換における交換対価は相当であると判断いたしました。

2. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本件株式交換により、増加する当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。下

記の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断いたしました。

(1) 増加する資本金の額 0 円

(2) 増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

(3) 増加する利益準備金の額 0 円

以上

決算報告書

自 平成 31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

新日本工芸 株式会社

水戸市河和田町3891番地

貸 借 対 照 表

令和 2年 3月31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 340,143,201】	【流 動 負 債】	【 63,911,714】
現 金	605,855	買 掛 金	10,654,164
当 座 預 金	8,749	未 払 金	34,720,085
普 通 預 金	215,415,416	未 払 消 費 税	8,983,800
定 期 預 金	18,001,525	未 払 法 人 税 等	4,180,700
売 掛 金	28,878,695	前 受 金	3,396,402
商 品 ・ 製 品	19,187,063	預 り 金	1,976,563
仕 掛 品	11,851,754	【固 定 負 債】	【 156,030,351】
原 材 料	45,942,374	社 債	64,994,351
前 払 費 用	251,770	長 期 借 入 金	91,036,000
【固 定 資 産】	【 81,037,776】		
[有 形 固 定 資 産]	[6,150,026]	負 債 合 計	219,942,065
建 物 附 属 設 備	1,344,600	純 資 産 の 部	
構 築 物	2,613,334	【株 主 資 本】	【 201,238,912】
機 械 装 置	1,265,440	[資 本 金]	[10,000,000]
工 具 器 具 備 品	926,652	[利 益 剰 余 金]	[191,238,912]
[無 形 固 定 資 産]	[50,000]	利 益 準 備 金	200,000
電 話 加 入 権	50,000	(その他利益剰余金)	(191,038,912)
[投資その他の資産]	[74,837,750]	別 途 積 立 金	4,000,000
出 資 金	360,000	繰 越 利 益 剰 余 金	187,038,912
差 入 保 証 金	673,200		
匿 名 組 合 出 資 金	50,000,000		
保 険 積 立 金	23,804,550	純 資 産 合 計	201,238,912
資 産 合 計	421,180,977	負 債 ・ 純 資 産 合 計	421,180,977

損 益 計 算 書

自 平成 31年 4月 1日
至 令和 2年 3月31日

(単位：円)

I 売 上 高		
売 上 高	607,530,784	607,530,784
II 売 上 原 価		
当期製品製造原価	352,832,333	352,832,333
売 上 総 利 益		254,698,451
III 販売費及び一般管理費		
役 員 給 与	29,880,000	
給 料 手 当	69,495,648	
賞 与 手 当	18,492,268	
退 職 金	6,076,771	
法 定 福 利 費	17,417,472	
福 利 厚 生 費	594,990	
広 告 宣 伝 費	264,062	
旅 費 交 通 費	8,562,893	
接 待 交 際 費	1,202,389	
車 両 費	2,500,351	
通 信 費	1,109,732	
水 道 光 熱 費	1,263,240	
租 税 公 課	195,150	
消 耗 品 費	2,068,368	
地 代 家 賃	10,791,070	
リ ー ス 料	10,677,702	
保 険 料	5,621,290	
支 払 手 数 料	2,205,094	
諸 会 費	326,739	
雑 費	1,933,268	190,678,497
営 業 利 益		64,019,954
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,469	
受 取 配 当 金	3,500	
雑 収 入	1,075,947	1,082,916
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,626,093	
社 債 発 行 費	559,750	
匿 名 組 合 損 失	33,441,674	
雑 損 失	10,172,997	45,800,514
経 常 利 益		19,302,356
税 引 前 当 期 純 利 益		19,302,356

法人税等充当額	<u>4,181,940</u>
当期純利益	<u><u>15,120,416</u></u>

製造原価報告書

自 平成 31年 4月 1日
至 令和 2年 3月31日

(単位：円)

I 材	料	費		
	期 首	棚 卸 高	59,696,335	
	材 料	仕 入	<u>338,333,678</u>	
	合	計	398,030,013	
	期 末	棚 卸 高	<u>76,981,191</u>	321,048,822
II 外	注 加	工 費		
	外	注 費	<u>22,881,676</u>	22,881,676
III 製	造	経 費		
	運	賃	7,447,928	
	修	繕 費	34,400	
	減 価	償 却 費	<u>1,419,507</u>	<u>8,901,835</u>
	当期総製造費用			<u>352,832,333</u>
	当期製品製造原価			<u><u>352,832,333</u></u>

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 平成 31年 4月 1日
至 令和 2年 3月31日

(単位：円)

株主資本

資本金	当期首残高及び当期末残高	10,000,000
-----	--------------	------------

利益剰余金

利益準備金	当期首残高及び当期末残高	200,000
-------	--------------	---------

その他利益剰余金

別途積立金	当期首残高及び当期末残高	4,000,000
-------	--------------	-----------

繰越利益剰余金	当期首残高	171,918,496	
	当期変動額	当期純利益	15,120,416
	当期末残高	187,038,912	

利益剰余金合計	当期首残高	176,118,496
	当期変動額	15,120,416
	当期末残高	191,238,912

株主資本合計	当期首残高	186,118,496
	当期変動額	15,120,416
	当期末残高	201,238,912

純資産合計	当期首残高	186,118,496
	当期変動額	15,120,416
	当期末残高	201,238,912

個 別 注 記 表

自 平成 31年 4月 1日
至 令和 2年 3月31日

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。
2. 継続企業の前提に関する注記
3. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① たな卸資産の評価基準及び評価方法・・・最終仕入原価法による原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産・・・定率法
但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - ② 無形固定資産・・・定率法
 - (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。
4. 貸借対照表に関する注記
 - (1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,349,534円
5. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項
発行済株式
普通株式(発行済株式)

前期末株式数(発行済普通株式)	100株
当期増加株式数(発行済普通株式)	0株
当期減少株式数(発行済普通株式)	0株
当期末株式数(発行済普通株式)	100株

別紙の通り報告致します。

令和 2年 5月20日

新日本工芸 株式会社

代表取締役

大曾根 和人